

(別添)

7 消安第 6764 号
令和 8 年 3 月 30 日

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則」等の一部改正について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年農林水産省令第 21 号）、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（令和 8 年農林水産省令第 22 号）及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項の規定に基づき飼料添加物を定める件の一部を改正する件（令和 8 年農林水産省告示第 454 号）が令和 8 年 3 月 30 日付けで公布され、同日から施行されることとなりました。また、これらの法令の施行に伴い、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の規定に基づき農林水産大臣が指定する抗菌性物質製剤」（昭和 51 年農林省告示第 752 号。以下「抗菌性物質製剤告示」という。）、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について」（平成 13 年 3 月 30 日付け 12 生畜第 1826 号農林水産省生産局長、水産庁長官通知。以下「運用通知」という。）、「飼料添加物の評価基準の制定について」（平成 4 年 3 月 16 日付け 4 畜 A 第 201 号農林水産省畜産局長、水産庁長官通知）、「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドラインの制定について」（平成 19 年 4 月 10 日付け 18 消安第 13845 号農林水産省消費・安全局長通知）及び「飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインの制定について」（平成 27 年 6 月 17 日付け 27 消安第 1853 号農林水産省消費・安全局長通知）を一部改正しました。

改正内容については、下記及び別紙 1 から別紙 4 までのとおりですので、御了知の上、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力をお願いします。

記

- 第 1 飼料添加物の用途の新設及び再分類
- 1 改正の趣旨

- (1) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項において、飼料添加物とは、農林水産省令で定める用途に供することを目的として飼料に添加等される物で、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定するものとされている。
- (2) 農林水産省令で定める用途については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和 51 年農林省令第 36 号。以下「規則」という。）第 1 条において、
 - ① 飼料の品質の低下の防止（第 1 号）
 - ② 飼料の栄養成分その他の有効成分の補給（第 2 号）
 - ③ 飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進（第 3 号）の 3 つが規定されており、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項に基づき飼料添加物を定める件（昭和 51 年農林省告示第 750 号。以下「飼料添加物告示」という。）において、用途ごとに各号で飼料添加物が指定されている。
- (3) 我が国において抗菌性物質である飼料添加物（以下「抗菌性飼料添加物」という。）は、規則第 1 条第 3 号の目的で添加されるものと整理され、飼料添加物告示第 3 号において指定されている。
- (4) 飼料添加物告示第 3 号に指定されている抗菌性飼料添加物は、農業資材審議会において、「成長促進又は飼料効率の改善」又は「特定の病原寄生生物（※ 1）による生産性の低下の防止」の効果が評価されており、これらの効果を目的として飼料に用いられ、家畜等に給与されてきた。
〔 ※ 1 コクシジウム等の寄生虫〕
- (5) 近年、国際獣疫事務局（WOAH）等の国際機関において、AMR（薬剤耐性）対策の観点から、抗菌剤の成長促進目的での使用中止についての議論がされており、国際的に成長促進目的の使用と特定の感染症に対する使用とを区別して必要な措置が講じられている。
- (6) 我が国の飼料添加物についても、成長促進等を目的とするものと、寄生虫による生産性低下の防止を目的とするものとを明確に区分するため、新たな飼料添加物の用途を定め、飼料添加物告示第 3 号で指定されている抗菌性飼料添加物のうち、寄生虫による生産性低下を防止する効果が確認されたものを、新設した飼料添加物の用途に対応するものとして再分類する。
- (7) 上記の改正に伴い、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号。以下「成分規格等省令」という。）につき所要の改正を行う。

2 改正の概要

- (1) 規則第 1 条第 4 号に、新たな抗菌性飼料添加物の用途として「飼料が含有

している栄養成分の本来の利用の確保」を新設する。

- (2) 飼料添加物告示第3号で指定されている飼料添加物のうち、寄生虫による生産性低下を防止する効果が確認された以下左欄の飼料添加物を、右欄のとおり再分類又は追加指定する。

飼料添加物の名称	改正内容
アンプロリウム・エトパベート	飼料添加物告示第3号から削除するとともに、第4号で指定し直す。
アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン	飼料添加物告示第3号から削除するとともに、第4号で指定し直す。
クエン酸モランテル	飼料添加物告示第3号から削除するとともに、第4号で指定し直す。
センデュラマイシンナトリウム	飼料添加物告示第3号から削除するとともに、第4号で指定し直す。
ナイカルバジン	飼料添加物告示第3号から削除するとともに、第4号で指定し直す。
ナラシン	飼料添加物告示第3号から削除するとともに、第4号で指定し直す。
サリノマイシンナトリウム	飼料添加物告示第4号に追加指定する。
モネンシンナトリウム	飼料添加物告示第4号に追加指定する。
ラサロシドナトリウム	飼料添加物告示第4号に追加指定する。

- (3) 飼料添加物の再分類に伴い、成分規格等省令別表第2の8に定める飼料添加物の成分規格の規定順を変更する。

第2 飼料添加物の指定の取消

1 改正の趣旨

今般、わが国において近年使用されておらず、今後の使用も見込まれない亜鉛バシトラシン（抗生物質）及びハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム（合成抗菌性物質）について、飼料添加物としての指定を取り消し、これに係る基準及び規格を廃止する。

2 改正の概要

- (1) 規則第12条及び別表第1から第3までに定められた特定飼料等の種類から亜鉛バシトラシンを削除する。

- (2) 成分規格等省令から、亜鉛バシトラシン及びハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウムに係る飼料及び飼料添加物の成分規格、製造基準等を削除する。
- (3) 飼料添加物告示から亜鉛バシトラシン及びハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウムを削除する。
- (4) 抗菌性飼料添加物製剤告示からハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム製剤を削除する。

第3 通知に係る改正事項

- (1) 第1の改正に伴い、運用通知の第1の4の飼料添加物に係る説明に、新たな抗菌性飼料添加物の用途を追加する。
- (2) 第2の改正に伴い、運用通知、飼料添加物の評価基準の制定について（平成4年3月16日付け4畜A第201号農林水産省畜産局長、水産庁長官通知）、抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドラインの制定について（平成19年4月10日付け18消安第13845号農林水産省消費・安全局長通知）及び飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインの制定について（平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長通知）における亜鉛バシトラシン及びハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウムの規定を削除する。
- (3) 運用通知の第2の2の（3）のイの（エ）のaにおける、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に関連する留意事項を、関係法令に準じた記載に改める。

機能に影響を及ぼすことを目的として用いられる場合には医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の医薬品として同法の規制を受けるが、飼料の品質の低下の防止等前記した用途に供するが、飼料の品質の低下の防止等前記した用途に供することを目的として飼料に用いられる場合には飼料添加物として法の規制の対象となる。なお、いわゆるプレミックスも飼料添加物を含む限り法における飼料添加物としての規制を受けることとなる。

5 (略)

第2 飼料の製造等に関する規制

1 (略)

2 基準及び規格

(1)・(2) (略)

(3) 成分規格等省令の留意事項

ア 別表第1（飼料関係）

(7) 飼料一般の成分規格について（成分規格等省令別表第1の1の(1)）

a 別表第1の1の(1)の表に掲げる飼料添加物を使用して飼料を製造する者は、以下に留意するものとする。

(a) (略)

(b) 同表に掲げる飼料添加物は同表に掲げる量を超えて対象飼料に含まれることのないよう、製造管理を徹底すること。

なお、サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、ナラシン、モネンシンナトリウム及びラロシドナトリウム（以下「要管理抗菌性物質」という。）は、対象家畜に過剰に投与された場合、発育障害が起きるので、同表に定められた添加量を厳守すること。これらを用いて飼料を製造する場合には、別

法（昭和35年法律第145号）の医薬品として同法の規制を受けるが、飼料の品質の低下の防止等前記した用途に供することを目的として飼料に用いられる場合には飼料添加物として法の規制の対象となる。なお、いわゆるプレミックスも飼料添加物を含む限り法における飼料添加物としての規制を受けることとなる。

5 (略)

第2 飼料の製造等に関する規制

1 (略)

2 基準及び規格

(1)・(2) (略)

(3) 成分規格等省令の留意事項

ア 別表第1（飼料関係）

(7) 飼料一般の成分規格について（成分規格等省令別表第1の1の(1)）

a 別表第1の1の(1)の表に掲げる飼料添加物を使用して飼料を製造する者は、以下に留意するものとする。

(a) (略)

(b) 同表に掲げる飼料添加物は同表に掲げる量を超えて対象飼料に含まれることのないよう、製造管理を徹底すること。

なお、サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、ナラシン、モネンシンナトリウム、ラロシドナトリウム及びハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム（以下「要管理抗菌性物質」という。）は、対象家畜に過剰に投与された場合、発育障害が起きるので、同表に定められた添加量を厳守すること。これ

に定める方法により、飼料中の抗菌性物質の管理を行うものとする。また、これらの管理体制の確立されていない飼料製造業者に対しては、要管理抗菌性物質を販売しないこと。

b・c (略)

(イ) (略)

(ウ) 飼料一般の使用の方法の基準（成分規格等省令別表第1の1の(3)）

a・b (略)

c 別表第1の1の(3)のエ及びオは、例えばアピラマイシンを含む飼料とアピラマイシンと同一欄内にある例えばエンラマイシンを含む飼料の併用の禁止したものであり、飼料添加物の併用の禁止の趣旨と関連し、畜産農家等の段階においても基準の遵守に努めること。

d・e (略)

(エ) 飼料一般の表示の基準（成分規格等省令別表第1の1の(5)）

a・b (略)

c 別表第1の1の(5)のイの(カ)の表示は、その(注)の1及び(注)の2に示された方法により表示すべきこととなるが、その例を示せば次のとおりである。

含有する飼料添加物の名称及び量

アピラマイシン 2.5g/力価/トン
(略)

d (略)

(オ)～(ケ) (略)

イ 別表第2（飼料添加物関係）

らを用いて飼料を製造する場合には、別に定める方法により、飼料中の抗菌性物質の管理を行うものとする。また、これらの管理体制の確立されていない飼料製造業者に対しては、要管理抗菌性物質を販売しないこと。

b・c (略)

(イ) (略)

(ウ) 飼料一般の使用の方法の基準（成分規格等省令別表第1の1の(3)）

a・b (略)

c 別表第1の1の(3)のエ及びオは、例えば亜鉛バシトリンを含む飼料と亜鉛バシトリンと同一欄内にある例えばアピラマイシンを含む飼料の併用の禁止したものであり、飼料添加物の併用の禁止の趣旨と関連し、畜産農家等の段階においても基準の遵守に努めること。

d・e (略)

(エ) 飼料一般の表示の基準（成分規格等省令別表第1の1の(5)）

a・b (略)

c 別表第1の1の(5)のイの(カ)の表示は、その(注)の1及び(注)の2に示された方法により表示すべきこととなるが、その例を示せば次のとおりである。

含有する飼料添加物の名称及び量

亜鉛バシトリン 16.8万単位/トン
(略)

d (略)

(オ)～(ケ) (略)

イ 別表第2（飼料添加物関係）

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準 (別表第2の8)

a 毒物又は劇物に指定されている製剤の取り扱い

ナラシンの含量が10%を超える製剤は、毒物及び劇物指定令 (昭和40年政令第2号) で毒物に、センデュラマイシンナトリウムの含量が0.5%を超える製剤、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンの含量が0.5%を超える製剤、サリノマイシンナトリウムの含量が1%を超える製剤、ナラシンの含量が1%を超え10%以下の製剤及びナラシンの含量が1%以下の飛散を防止するための加工をしていない製剤、モネンシンナトリウムの含量が8%を超える製剤並びにラサロシドナトリウムの含量が2%を超える製剤は、同政令で劇物に指定されているので、これらの取扱いに当たっては毒物及び劇物取締法 (昭和25年法律第303号) に基づく諸手続に遺らうがないようにすること。

b～f (略)

(4) (略)

3～7 (略)

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準 (別表第2の8)

a 劇物に指定されている製剤の取り扱い

ナラシンの含量が10%を超える製剤は、毒物及び劇物指定令 (昭和40年政令第2号) で毒物に、センデュラマイシンナトリウムの含量が0.5%を超える製剤、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンの含量が0.5%を超える製剤、ハロフジノンポリスチレンホルム酸カルシウムの含量が1%を超える製剤、サリノマイシンナトリウムの含量が1%を超える製剤、ナラシンの含量が1%を超え10%未満の製剤、モネンシンナトリウムの含量が8%を超える製剤及びラサロシドナトリウムの含量が2%を超える製剤は、同政令で劇物に指定されているので、これらの取扱いに当たっては毒物及び劇物取締法 (昭和25年法律第303号) に基づく諸手続に遺らうがないようにすること。

b～f (略)

(4) (略)

3～7 (略)

○ 飼料添加物の評価基準の制定について（平成 4 年 3 月 16 日付け 4 畜 A 第 201 号農林水産省畜産局長、水産庁長官通知）一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">主たる試験の実施方法の概要</p> <p>I 効果に関する試験</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進を目的とするもの試験 (1)～(4) (略) (削る)</p> <p>5 飼料が含有している栄養成分の本来の利用の確保を目的とするもの試験 この試験は、飼料が含有している栄養成分の本来の利用の確保を目的とする抗生物質、合成抗菌剤等について行い、対象家畜等を用いて、検体の特定の病原寄生生物による生産性の低下</p>	<p style="text-align: center;">主たる試験の実施方法の概要</p> <p>I 効果に関する試験</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進を目的とするもの試験 (1)～(4) (略) (5) 特定の病原寄生生物による生産性の低下の防止効果を確保するための試験 この試験は、特定の病原寄生生物による生産性の低下の防止を目的とする抗生物質、合成抗菌剤等について行い、対象家畜等を用いて、検体の特定の病原寄生生物による生産性の低下の防止効果を野外において確認するものである。 なお、試験は原則としてⅡに準じて実施することとするが、試験計画に際しては、採用する試験方法が、被験物質の効果を明確に評価できるよう十分配慮する。</p> <p>(新設)</p>

(下線部は改正箇所)

の防止効果を野外において確認するものである。

なお、試験は原則として4のIIに準じて実施することとする
が、試験計画に際しては、採用する試験方法が、被験物質の効果を
明確に評価できるよう十分配慮する。

II～XVI (略)

II～XVI (略)

○ 抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドラインの制定について（平成 19 年 4 月 10 日付け 18 消安第 13845 号農林水産省消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正箇所）

改正後	改正前
<p>別紙 2</p> <p>抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドラインに基づく確認手続</p> <p>第 1～第 3 （略）</p> <p>第 4 管理方法の免除</p> <p>別紙 1 に基づく工程管理を実施する事業場は、第 1 に基づきセンタ一理事長の確認を受けた場合には、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等」の施行について（昭和 53 年 9 月 5 日付け 53 畜 B 第 2173 号、53 水振第 464 号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等」の施行について（昭和 58 年 7 月 6 日付け 58 畜 B 第 1676 号農林水産省畜産局長通知）、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令等」の施行について（昭和 60 年 10 月 15 日付け 60 畜 B 第 2928 号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令等」の施行について（昭和 62 年 12 月 25 日付け 62 畜 B 第 3099 号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令等」の施行について（平成 3 年 6 月 3 日付け 3 畜 B 第 1113 号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を</p>	<p>別紙 2</p> <p>抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドラインに基づく確認手続</p> <p>第 1～第 3 （略）</p> <p>第 4 管理方法の免除</p> <p>別紙 1 に基づく工程管理を実施する事業場は、第 1 に基づきセンタ一理事長の確認を受けた場合には、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等」の施行について（昭和 53 年 9 月 5 日付け 53 畜 B 第 2173 号、53 水振第 464 号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等」の施行について（昭和 58 年 7 月 6 日付け 58 畜 B 第 1676 号農林水産省畜産局長通知）、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令等」の施行について（昭和 60 年 10 月 15 日付け 60 畜 B 第 2928 号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令等」の施行について（昭和 62 年 12 月 25 日付け 62 畜 B 第 3099 号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令等」の施行について（平成 3 年 6 月 3 日付け 3 畜 B 第 1113 号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を</p>

改正する省令等の施行について（平成6年7月18日付け6畜B第1012号農林水産省畜産局長通知）及び「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について（平成13年12月19日付け13生畜第4573号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）」に定める方法により実施しているサリノマイシナトリウム、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム、センデュラマイシナトリウム又はナラシンを含む飼料の製造ロットごとの分析を免除する。

改正する省令等の施行について（平成6年7月18日付け6畜B第1012号農林水産省畜産局長通知）及び「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について（平成13年12月19日付け13生畜第4573号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）」に定める方法により実施しているサリノマイシナトリウム、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム、ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム、センデュラマイシナトリウム又はナラシンを含む飼料の製造ロットごとの分析を免除する。

○ 飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドライン（平成 27 年 6 月 17 日付け 27 消安第 1853 号農林水産省消費・安全局長通知）一部改正新旧
 対照表

（下線部は改正箇所）

改正後	改正前
<p>別紙 2 飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインに基づく確認手続き 第 1～第 3（略） 第 4 抗菌性飼料添加物の管理方法の免除 抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料又は飼料添加物複合製剤を製造する事業場のうち、第 1 に基づきセンター理事長の確認を受けた場合には、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（昭和 53 年 9 月 5 日付け 53 畜 B 第 2173 号、53 水振第 464 号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）」、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（昭和 58 年 7 月 6 日付け 58 畜 B 第 1676 号農林水産省畜産局長通知）」、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（昭和 60 年 10 月 15 日付け 60 畜 B 第 2928 号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）」、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（昭和 62 年 12 月 25 日付け 62 畜 B 第 3099 号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）」、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成 3 年 6 月 3 日付け 3 畜 B 第 1113 号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）」、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成 6 年 7 月 18 日付け 6 畜 B 第 1012 号農林水産省畜産局長通知）」及び「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の</p>	<p>別紙 2 飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインに基づく確認手続き 第 1～第 3（略） 第 4 抗菌性飼料添加物の管理方法の免除 抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料又は飼料添加物複合製剤を製造する事業場のうち、第 1 に基づきセンター理事長の確認を受けた場合には、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（昭和 53 年 9 月 5 日付け 53 畜 B 第 2173 号、53 水振第 464 号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）」、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（昭和 58 年 7 月 6 日付け 58 畜 B 第 1676 号農林水産省畜産局長通知）」、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（昭和 60 年 10 月 15 日付け 60 畜 B 第 2928 号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）」、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（昭和 62 年 12 月 25 日付け 62 畜 B 第 3099 号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）」、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成 3 年 6 月 3 日付け 3 畜 B 第 1113 号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）」、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成 6 年 7 月 18 日付け 6 畜 B 第 1012 号農林水産省畜産局長通知）」及び「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の</p>

施行について（平成13年12月19日付け13生畜第4573号
農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知」に定める方法により実
施しているサリノマイシンナトリウム、モネンシンナトリウム、ラ
サロシドナトリウム、センデュラマイシンナトリウム又はナラシン
を含む飼料の製造ロットごとの分析を免除する。

施行について（平成13年12月19日付け13生畜第4573号
農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知」に定める方法により実
施しているサリノマイシンナトリウム、モネンシンナトリウム、ラ
サロシドナトリウム、ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシ
ウム、センデュラマイシンナトリウム又はナラシンを含む飼料の製
造ロットごとの分析を免除する。